

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金

1 救援金名称

「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」

2 受付期間

令和8年8月10日（月）から令和9年1月29日（金）まで

3 義援金受付口

（1）日本赤十字社 滋賀県支部

滋賀銀行 県庁支店

口座番号 普通預金 539156

口座名義 「日本赤十字社滋賀県支部長 三日月 大造（ミカヅキ タイゾウ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、滋賀県支部に下記内容をご連絡ください。

「住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名」

〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目3番38号 JAビル滋賀1F

日本赤十字社滋賀県支部 あて

TEL：077-522-6758 FAX：077-523-4502

（2）日本赤十字社本社

ア．ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00160-7-636347

口座加入者名 日赤令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金

口座名義略称 日赤 R8 甲賀市土砂義援金

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱可能です。

※受領証の発行を希望する場合は、併せて通信欄に「受領証希望」と記載してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

イ．メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 （普）2787550

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 （普）2105548

・みずほ銀行 クヌギ支店 （普）0620812

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」
にほんせきじゅうじしゃ

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、直接、本社パートナーシップ推進部（電話：03-4363-2056）に住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名をご連絡ください。

4 税法上の取扱いについて

個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

- ①物品については、取り扱いしておりません。
- ②ご寄付いただいた義援金は、災害義援金配分委員会を通じて被災地の方々の生活支援に役立てられます。
- ③この災害に関する日本赤十字社の対応については、ホームページをご覧ください。
(<http://www.jrc.or.jp>)